

## 入 札 公 告

森林整備業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。）第 246 条第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 3 日

福島県相双農林事務所長 本多 巖

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務番号 2 6 - 3 6 2 6 0 - 0 0 9 5
- (2) 業 務 名 保安林総合改良 0 8 0 1 業務 相双地区
- (3) 業務区分 間伐業務
- (4) 施行箇所 南相馬市鹿島区北海老字釜舟戸地内外
- (5) 業務概要 本数調整伐 L=25,170m、伐倒駆除 N=92 本 V=0.219m<sup>3</sup>  
枯死木伐採 N=34 本、防風柵解体 L=300.0m
- (6) 完成期限 2 1 0 日間

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 森林整備業務競争入札参加有資格者名簿（令和 8・9 年度分）の保育業務、又は間伐業務、又はその他森林整備業務の実績（道路・河川・公園の植栽維持）区分に登録されている者。
- (2) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者。

### 3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 設計図書、契約の条項、入札説明書等の閲覧期間及び閲覧場所
  - ア 閲覧期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 1 8 日（火）
  - イ 閲覧時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
  - ウ 閲覧場所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地  
福島県南相馬合同庁舎北庁舎 2 階 相双農林事務所 総務部総務課  
**※閲覧スペースに設置したパソコンによる電子閲覧**
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答
  - ア 受付期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 6 日（木）
  - イ 受付方法 入札説明書による。
  - ウ 受付場所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地  
福島県相双農林事務所 総務部総務課  
電話番号 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 7 7  
ファクシミリ 0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 6 9

電子メール                      soumu.af06@pref.fukushima.lg.jp

エ 回答予定日    令和 8 年 8 月 1 2 日（水）

オ 回答書閲覧方法    福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第 6 条第 4 項の規定により、福島県相双農林事務所ホームページに、森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第 2 号）を掲載する。

※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

#### 4 入札方法等

(1) 入札書の提出について  
入札説明書による。

(2) 入札日時等

ア 入札日時    令和 8 年 8 月 1 9 日（水） 1 4 時 4 5 分から

イ 入札場所    福島県南相馬市原町区錦町一丁目 3 0 番地  
福島県南相馬合同庁舎南庁舎 4 階 4 0 3 会議室

(3) 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。

(4) 入札結果の公表及び方法について  
入札説明書による。

#### 5 入札参加資格要件の審査に関する事項

開札後速やかに入札書の記載事項を確認し、入札参加資格を確認する。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

#### 7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 8 その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県相双農林事務所    総務部総務課

電話番号                      0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 7 7

ファクシミリ                0 2 4 4 - 2 6 - 1 1 6 9

電子メール                    soumu.af06@pref.fukushima.lg.jp

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森第 9162 号農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）及び本件委託契約に係る条件付一般競争入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する委託契約に関し、本件入札に参加を希望する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

## 1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （2）福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 森第 9171 号農林水産部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。

## 2 入札参加手続等

- （1）設計図書等に対する質問は、実施要領第 6 条第 3 項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 1 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- （2）現場説明会は行わない。

## 3 入札方法等

- （1）入札は、本人又は代理人が出席して行う。
- （2）入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- （3）一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- （4）入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。
- （5）入札結果の公表及び方法について
  - ア 入札結果の公表は、契約日から 1 週間以内に行う。
  - イ 福島県ホームページの相双農林事務所総務部のページにおいて行う。
- （6）質問回答の確認について  
入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

## 4 入札参加資格要件等の審査に関する事項

- （1）落札候補者の入札参加資格要件等の審査  
落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認を開札日から起算して 5 日以内

(休日は除く。)に行わなければならない。

(2) 入札参加不適合の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、実施要領第 17 条第 1 項の規定により当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適合通知書(様式第 4 号)により通知する。

(3) 入札参加不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して 3 日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して 6 日以内に書面により回答するものとする。

(4) 落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 229 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

## 6 その他

(1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約は、別紙契約書(案)によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

(3) 書類は原則として A4 判とすること。

(4) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。

(5) 電子契約による契約締結の意向確認

県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結が可能であるかは、各契約案件の閲覧図書「契約の方法及び入札の条件」を参照。

落札者(随意契約の場合にあっては、契約の相手方)は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのペ

ージを参照すること。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>)